

## 別表（第2条関係）

区分	手数料の種類	金額
38	開発行為許可申請	<p>(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合にあっては、開発区域の面積に応じ次の額</p> <p>0.1ヘクタール未満 10,000円</p> <p>0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 22,000円</p> <p>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 45,000円</p> <p>0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 90,000円</p> <p>1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満 130,000円</p> <p>3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満 180,000円</p> <p>6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満 220,000円</p> <p>10.0ヘクタール以上 310,000円</p> <p>(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合にあっては、開発区域の面積に応じ次の額</p> <p>0.1ヘクタール未満 13,000円</p> <p>0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 31,000円</p> <p>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 67,000円</p> <p>0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 130,000円</p> <p>1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満 210,000円</p> <p>3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満 280,000円</p> <p>6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満 350,000円</p> <p>10.0ヘクタール以上 490,000円</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合にあっては、開発区域の面積に応じ次の額</p> <p>0.1ヘクタール未満 90,000円</p> <p>0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 130,000円</p> <p>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 200,000円</p> <p>0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 270,000円</p> <p>1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満 400,000円</p> <p>3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満 530,000円</p> <p>6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満 680,000円</p> <p>10.0ヘクタール以上 910,000円</p>
39	開発行為変更許可申請	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その

		<p>額が910,000円を超えるときは、その手数料の額は、910,000円とする。</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ開発行為許可申請手数料に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為許可手数料に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>
40	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請	1件あたり 47,000円
41	予定建築物等以外の建築等許可申請	1件あたり 27,000円
42	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可申請	<p>敷地の面積が</p> <p>0.1ヘクタール未満 10,000円</p> <p>0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 18,000円</p> <p>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 40,000円</p> <p>0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満 70,000円</p> <p>1.0ヘクタール以上 99,000円</p>
43	開発許可を受けた地位の承継の承認申請	<p>(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール未満である場合 1,800円</p> <p>(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 2,800円</p> <p>(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、(1)及び(2)以外のものである場合 18,000円</p>
44	開発行為又は建築に関する	1件につき 400円

	する証明書等の交付	
45	開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき 500円